

第 11 号様式 (第 15 条関係)

納骨届 (合葬式墓地)

令和 年 月 日

(宛先) 春日井市長

申請者 住所  
氏名  
電話

届出代理人 住所  
氏名  
電話

次のとおり潮見坂平和公園に納骨したいので、裏面誓約事項を誓約し、確認事項を確認した上で関係書類を添えて届出します。

墓所位置	合葬式墓地 (共同埋蔵施設・個別埋蔵施設)
添付書類及び持参するもの	<input type="checkbox"/> 焼骨 <input type="checkbox"/> 火葬許可証又は改葬許可証 ( <input type="checkbox"/> 使用許可証)

死亡者

ふりがな	
氏名	
墓所使用者との続柄	

以下は、1つの骨壺に複数入れたときに使用

ふりがな	
氏名	
墓所使用者との続柄	

ふりがな	
氏名	
墓所使用者との続柄	

私は、第三者からの納骨状況の照会があった場合は、回答されることを希望しません (納骨されていることを照会されたときに、回答してほしくない場合はにチェック✓を入れてください)。

※以下は届出者で記入しないでください。

台帳整理日	所長	主査	担当	記帳

#### 誓約事項

- ・私は、春日井市潮見坂平和公園合葬式墓地（以下「合葬式墓地」という。）の納骨にあたって、春日井市潮見坂平和公園条例、同施行規則、募集時の案内及び本誓約書等を順守することを誓います。
- ・私は、焼骨の所有者であり、祭しの主宰者として、合葬式墓地に対象者の納骨を希望します。
- ・私は、合葬式墓地に納骨することについて、親族間で十分に話し合って合意しています。また、紛争が生じた場合は私が責任をもって解決します。
- ・合葬式墓地に納骨（埋蔵）後は、焼骨の返還を申し出ません。

#### 注意事項

- ・合葬式墓地の納骨の対象者は、変更できません。
- ・合葬式墓地の使用権を第三者に譲渡し、又は転貸することはできません。
- ・使用権を返還したときの使用料の還付は、返還の手続を行ったときの規則等に基づき行われます。
- ・納骨にあたっては、外寸が幅及び奥行 22cm 以内、高さ 26cm 以内で材質が陶磁器等一時的に保管できる容器（骨壺等）に焼骨を入れて提出してください。
- ・提出に使用した容器等は市で処分します。
- ・合葬式墓地には焼骨以外を納骨することはできません。土葬のお墓から改葬する場合は、あらかじめ火葬場で焼骨にした上で提出する必要があります。
- ・納骨は、市が依頼を受け、焼骨をお預かりした後に、市が行います。納骨に申請者や御親族等が立ち会うことはできません。
- ・提出する容器の中には遺品、記念品又は副葬品等焼骨以外のものを入れないでください。容器に焼骨以外のものがあつた場合は、市で処分します。
- ・納骨場所は、市が決定します。場所の選定や変更はできません。
- ・焼骨は、合葬式墓地に納骨後は返却できません。
- ・合葬式墓地が災害や経年劣化等により、施設の維持管理上問題が生じた場合等管理上の必要が生じた場合は、改修又は移転する場合があります。その際に、使用者に個別に通知等は行いません。
- ・シンボルツリーが枯死又は生育不良の場合は、植え替えを行います。その際に樹種を変更することがあります。
- ・合葬式墓地の埋蔵者は、台帳により管理します。埋蔵者の照会があつた場合は回答しますので希望しない場合は申出してください。
- ・合葬式墓地では、焼骨の管理は行いますが供養等宗教儀式は行いません。
- ・合葬式墓地には、様々な宗教の方又は宗派の方が納骨されていますので、宗教儀式を行う場合は他の方の迷惑にならないように行ってください。